

議案第 86 号

長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

上記議案を提出します。

平成 28 年 12 月 6 日

長与町長 吉 田 慎 一

提案理由

受益者負担の適正化と負担の公平性を図るため、施設使用料を見直すとともに、所要の改正を行うもの。

長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

長与南交流センターの設置及び管理に関する条例（平成19年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項ただし書きを削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第8条関係）

使用料

（単位：円）

時間 区分	9時～17時30分 （1時間につき）		17時30分～22時 （1時間につき）	
	町民	町民以外	町民	町民以外
和室1	100	210	160	320
和室2	100	210	160	320
調理実習室	100	320	240	480
多目的ルーム1	100	210	160	320
多目的ルーム2	100	210	160	320
多目的ルーム3	100	210	160	320
集会室大	480	970	720	1,450
集会室小	370	750	560	1,130
ステージ	100	210	160	320

備考 上記に掲げる額は、消費税及び地方消費税を含む額である。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の長与南交流センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の納期限に係る使用料について適用し、同日前の納期限に係る使用料については、なお従前の例による。